

※【 】内には、申請要領（県外建設業者用）の該当ページを記載しています。

【申請要領P8】

Q1 健康保険料、厚生年金保険料の未納でないことの証明書については、各年金事務所が発行する社会保険料納入確認書でもよいのか？

A1 原則、社会保険料納入証明書の提出とするが、対象となる証明期間での発行ができない場合は、社会保険料納入確認書でもよい。

Q2 社会保険料納入確認書は下記①でも下記②でもどちらでもよいのか？

①（未納の有無を確認する場合のもの）	②（各月の納入額内訳を確認する場合のもの）																																																																																																																																		
令和 年 月 日申請 社会保険料納入確認(申請)書 1. 申請者 事業所名称 〒 番 号 事業所所在地 (船舶所有会社等) 業 務 所 名 称 事業所名称(船舶所有会社等) 電 話 番 号 () - () - () 2. 申請書 申請書の提出先 所 3. 納入期間の証明 ☐ 納入証明書(各月の額内訳を明記した船舶の船主・船主代理店が発行する。) ※ 納入証明書の提出は、申請書の提出と同時に提出する。また、申請書の提出と同時に、船舶所有会社等が発行する納入証明書の提出を要する。申請書の提出と同時に、船舶所有会社等が発行する納入証明書の提出を要する。申請書の提出と同時に、船舶所有会社等が発行する納入証明書の提出を要する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>月 分</th> <th>健康保険料</th> <th>厚生年金保険料</th> <th>船舶所有会社等</th> <th>本所の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和5年1月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和5年2月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和5年3月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和5年4月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和5年5月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和5年6月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和5年7月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和5年8月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和5年9月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和5年10月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和5年11月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和5年12月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 申請区分 1. 全国健康保険協会事務所管轄 2. 船主等事務所管轄 上記のとおり相違ないことを確認します。 令和 年 月 日 日本年金機構 年金事務所長 印 責任者 船主等事務所は社会保険料納入確認書の交付申請及び受領について、下記の責任を負います。 責任者 氏名 責任者 住所 責任者との関係	月 分	健康保険料	厚生年金保険料	船舶所有会社等	本所の有無	令和5年1月					令和5年2月					令和5年3月					令和5年4月					令和5年5月					令和5年6月					令和5年7月					令和5年8月					令和5年9月					令和5年10月					令和5年11月					令和5年12月					令和 年 月 日申請 社会保険料納入確認(申請)書 1. 申請者 事業所名称 〒 番 号 事業所所在地 (船舶所有会社等) 業 務 所 名 称 事業所名称(船舶所有会社等) 電 話 番 号 () - () - () 2. 申請書 申請書の提出先 所 3. 納入期間の証明 ☐ 納入証明書(各月の額内訳を明記した船舶の船主・船主代理店が発行する。) ※ 納入証明書の提出は、申請書の提出と同時に提出する。また、申請書の提出と同時に、船舶所有会社等が発行する納入証明書の提出を要する。申請書の提出と同時に、船舶所有会社等が発行する納入証明書の提出を要する。申請書の提出と同時に、船舶所有会社等が発行する納入証明書の提出を要する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>月 分</th> <th>健康保険料</th> <th>厚生年金保険料</th> <th>船舶所有会社等</th> <th>本所の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和5年1月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和5年2月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和5年3月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和5年4月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和5年5月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和5年6月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和5年7月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和5年8月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和5年9月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和5年10月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和5年11月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和5年12月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 申請区分 1. 全国健康保険協会事務所管轄 2. 船主等事務所管轄 上記のとおり相違ないことを確認します。 令和 年 月 日 日本年金機構 年金事務所長 印 責任者 船主等事務所は社会保険料納入確認書の交付申請及び受領について、下記の責任を負います。 責任者 氏名 責任者 住所 責任者との関係	月 分	健康保険料	厚生年金保険料	船舶所有会社等	本所の有無	令和5年1月					令和5年2月					令和5年3月					令和5年4月					令和5年5月					令和5年6月					令和5年7月					令和5年8月					令和5年9月					令和5年10月					令和5年11月					令和5年12月				
月 分	健康保険料	厚生年金保険料	船舶所有会社等	本所の有無																																																																																																																															
令和5年1月																																																																																																																																			
令和5年2月																																																																																																																																			
令和5年3月																																																																																																																																			
令和5年4月																																																																																																																																			
令和5年5月																																																																																																																																			
令和5年6月																																																																																																																																			
令和5年7月																																																																																																																																			
令和5年8月																																																																																																																																			
令和5年9月																																																																																																																																			
令和5年10月																																																																																																																																			
令和5年11月																																																																																																																																			
令和5年12月																																																																																																																																			
月 分	健康保険料	厚生年金保険料	船舶所有会社等	本所の有無																																																																																																																															
令和5年1月																																																																																																																																			
令和5年2月																																																																																																																																			
令和5年3月																																																																																																																																			
令和5年4月																																																																																																																																			
令和5年5月																																																																																																																																			
令和5年6月																																																																																																																																			
令和5年7月																																																																																																																																			
令和5年8月																																																																																																																																			
令和5年9月																																																																																																																																			
令和5年10月																																																																																																																																			
令和5年11月																																																																																																																																			
令和5年12月																																																																																																																																			

A2 どちらでもよい。

Q3 健康保険、厚生年金保険および雇用保険について審査基準日前2年間に保険料の未納の期間がない旨の証明書（定期申請の場合は令和2年10月分から令和4年9月分まで）は、保険料を払った領収書でもよいのか。

A3 領収書でもよい。

Q4 雇用保険料に係る証明書は、どこで取得できるのか。

A4 所管の労働局（福井県においては、福井労働局（春山合庁 福井市春山1丁目1番59号）にて取得すること。ハローワークでは取得できないため注意すること。

（参考）「労働保険料納入に係る証明について（依頼）」の様式については、福井労働局のホームページ（下記アドレス）から取得してください。

https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/youshikisyu/_119658.html

Q 5 福井県外の営業所に係る社会保険等の未納がない旨の証明書は、どこで交付を受ければよいのか。

A 5 社会保険等の未納がない旨の証明書は、福井県内に所在する営業所等に係る分のみ提出すればよい。

Q 6 雇用保険料を労働保険事務組合に委託して納めている場合において、雇用保険の未納でないことの証明書は、労働保険事務組合が発行する証明書でもよいのか。

A 6 労働保険事務組合が発行する証明書でもよい。

Q 7 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、健康保険、厚生年金保険および雇用保険の加入が「有」の場合は、審査基準日前2年間に保険料の未納の期間がない旨の証明書（提出書類のNo.8）は提出不要なのか。

A 7 提出は必要である。提出が不要なのは、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、加入の有無が「適用除外」となっている保険についてである。

【申請要領P14】

Q 8 電子申請様式を印刷すると、「☐」（クエスチョン）マークも印刷されるのだが、これは消えないのか。このまま提出すればよいのか。

A 8 システム上消えないため、そのまま提出すればよい。

Q 9 データ送信後に入力誤りがあることに気付いたが、再送信することはできるか。

A 9 申請受付期間内であれば何度でも再送信することはできる。最後に送信されたデータを有効な申請データとする。再送信する場合は、訂正した項目を含めたすべての項目を入力すること。

Q 10 申請書の印刷や一時保存をする前に電子申請システムの画面をとってしまったが、どうすればよいのか。

A 10 印刷や一時保存をしていなかった場合には、再度データの入力が必要である。
※データの送信をする前に印刷すること。

Q 11 データを送信した後に、送信したことが確認できるメール等は送られてこないのか。

A 11 確認のメール等は送信されないので、送信後に表示される「送信完了」の画面を印刷すること。

Q 12 資格申請をしない業種に係る様式も印刷されるが、提出しないといけないのか。

A 12 この電子申請システムの仕様上、印刷する様式を選択することができないので、提出する必要のない様式については、廃棄しても構わない。

【申請要領P 1 9】

Q 1 3 営業所調査書（様式第6号（その2））の事務所の状況における建物の延べ面積は、事務所の面積のみでよいのか。

A 1 3 事務所のみの面積でよい。

Q 1 4 営業所調査書（様式第6号（その2））の記入について、業種は資格審査を申請する業種と建設業許可のある業種とどちらを記入するのか。

A 1 4 資格審査を申請する業種について記入する。

Q 1 5 営業所調査書（様式第6号（その2））の記入について、「その他の職員の数」、「総職員の数」、「常用労働者数」はどのように記入すればよいのか。

A 1 5 「その他の職員の数」は、事務職員の数を記入する。「総職員の数」は、「法に基づく技術者の数」と「その他の職員の数」の合計を実人数で記入する。「常用労働者数」は、「総職員の数」に、法に基づく技術者には該当しない現場作業員を合わせた人数を記入する。

【申請要領P 2 3】

Q 1 6 当社は9月決算で、例年、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の交付を3月下旬頃に受けている。誓約書で指定する令和5年2月28日までに提出できる見込みはないが、必ず提出するので、申請を受け付けてもらえないか。

A 1 6 資格審査の事務手続き上、令和5年2月28日までに経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出できない場合は、申請を却下する。令和5年8月に追加申請を受け付けるので、改めて申請すること。

【申請要領P 2 5】

Q 1 7 委任状（様式第12号）は、福井県が指定する様式でないと受け付けてもらえないのか。

A 1 7 様式第12号に規定する事項に漏れがなければ、任意様式でも可とする。